令和５年第１回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議　　案　　書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目　次

議案第１号　令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第２号　令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第３号　権利の放棄について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第４号　愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

議案第５号　愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

議案第６号　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

議案第７号　愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

議案第８号　令和５年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・・・・・ 39

議案第９号　令和５年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

議案第１号

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,547千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,416,739千円とする。 24億

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年２月14日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,412,484	△45,117	1,367,367
	1 負担金	1,412,484	△45,117	1,367,367
2 国庫支出金		908,991	△8,712	900,279
	1 国庫補助金	908,991	△8,712	900,279
5 繰越金		95,099	47,282	142,381
	1 繰越金	95,099	47,282	142,381
歳入合計		2,423,286	△6,547	2,416,739

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,205,581	△6,548	1,199,033
	1 総務管理費	1,205,333	△6,548	1,198,785
3 民生費		1,212,503	1	1,212,504
	1 社会福祉費	1,212,503	1	1,212,504
歳出合計		2,423,286	△6,547	2,416,739

議案第２号

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第２号）

令和４年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

162億

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,275,943 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 962,069,396 千円とする。

9620億 6900万

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		181,452,291	420,915	181,873,206
	1 市町村負担金	181,452,291	420,915	181,873,206
2 国庫支出金		271,042,958	2,225,827	273,268,785
	1 国庫負担金	213,566,074	1,795,814	215,361,888
	2 国庫補助金	57,476,884	430,013	57,906,897
3 県支出金		75,556,464	848,161	76,404,625
	1 県負担金	75,556,464	848,161	76,404,625
4 支払基金交付金		373,133,698	3,846,114	376,979,812
	1 支払基金交付金	373,133,698	3,846,114	376,979,812
8 繰越金		42,809,625	8,934,920	51,744,545
	1 繰越金	42,809,625	8,934,920	51,744,545
11 財産収入		0	6	6
	1 財産運用収入	0	6	6
歳入合計		945,793,453	16,275,943	962,069,396

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費		901,977,235	7,742,168	909,719,403
	1 療養諸費	853,187,598	6,237,235	859,424,833
	2 高額療養諸費	45,929,100	1,339,876	47,268,976
	3 その他医療給付費	2,860,537	165,057	3,025,594
3 特別高額医療費共同事業拠出金		476,820	8	476,828
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	476,820	8	476,828
5 基金積立金		1,800,000	6	1,800,006
	1 基金積立金	1,800,000	6	1,800,006
7 諸支出金		30,608,176	35,393	30,643,569
	1 償還金及び還付加算金等	30,608,175	35,393	30,643,568
8 予備費		6,390,915	8,498,368	14,889,283
	1 予備費	6,390,915	8,498,368	14,889,283
歳出合計		945,793,453	16,275,943	962,069,396

議案第３号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

記

１　放棄する権利
　マッサージ療養費に係る返還金請求債権

２　放棄する金額
　335,418,787 円　3億3541万

３　債務者
　住所　名古屋市東区泉二丁目 28 番 24 号
　氏名　株式会社ＭＲＣ　代表清算人　篠田和博

４　放棄の理由
　債務者である法人は既に解散し、資力の回復が困難であり、また、法人の財産の価額も債権額と比較して著しく少額であることから、本債権に係る権利を行使することに実効性がなく、徴収が事実上不能であると認められるため。

提案理由
　この案を提出するのは、マッサージ療養費に係る返還金請求債権を放棄するために必要があるからである。

議案第４号

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についての全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、改正後の個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める条例の制定等を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第３条　法第89条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第１項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受けるものにあっては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあっては写しの交付及び送付に準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担するものとする。

（開示決定等の期限）

第４条　開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第５条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかか

わらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（審査会への諮問）

第６条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第９号）第１条に規定する愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2)　法第66条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3)　前２号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

（施行の状況の公表）

第７条　広域連合長は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

２　広域連合長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止）

２　愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第８号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　次に掲げる者に係る旧条例第11条又は第12条第３項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1)　この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2)　この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4　この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)　この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2)　附則第３項第２号に掲げる者

6　前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7　前２項の規定は、広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8　この条例の施行の日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

9　この条例の施行の日前に旧条例第43条第１項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

（愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正）

10　愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第７号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項中「起算して15日以内」を「15日以内」に改める。

第13条中「起算して45日以内」を「45日以内」に、「すべて」を「全て」に改める。

第18条第１号中「法令」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。以下同じ。）」を加え、「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第８号）」を「愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和５年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第　号）」に改める。

第19条第２項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

（愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

11　愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広域連合条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第８号。以下「個人情報保護条例」という。）の公正な運用を図るため」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第　号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和５

年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）の定めるところにより、次条に掲げる事務を行うため」に改める。

第２条第１項第１号中「及び個人情報保護条例第43条第１項」及び「し、その結果を答申」を削り、同項第２号を次のように改める。

(2)　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第２条第１項第３号中「し、その結果を答申」を削り、同号を同項第５号とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

(3)　議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(4)　個人情報保護法施行条例第６条及び議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。

第２条第２項を次のように改める。

２　前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第５条第１項中「第１号」の次に「から第３号まで」を加え、「諮問実施機関」を「実施機関」に、「個人情報保護条例第21条各項、第32条各項若しくは第40条各項の決定に係る保有個人情報」を「個人情報保護法第78条第１項第４号、第94条第１項若しくは第102条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第１項に規定する保有個人情報をいう。）若しくは議会個人情報保護条例第26条第１項、第36条第１項若しくは第43条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。）」に改め、同条第２項中「諮問実施機関」を「実施機関」に改め、同条第３項中「第１号」の次に「から第３号まで」を加え、「諮問実施機関」を「実施機関」に改め、同条第４項を削る。

第６条及び第７条を次のように改める。

（委員による調査手続）

第６条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第１項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第７条　審査会は、第５条第３項の規定による資料の提出又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第３項において準用する同法第74条（個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは行政不服審査法第81条第３項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第４項に規定する参加人をいう。）又は実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第８条中「第２条」を「第２条第１項第１号から第３号まで」に改める。

第９条を削り、第10条を第９条とし、第11条を第10条とする。

議案第５号 (答) P85～

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制
に関する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（平成３年法律第 63 号）により、地方公務員について、管理監督職勤務上限年齢制が導入されたことに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の導入に関し必要な事項を定める条例の制定等を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の２及び第28条の５の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢制に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第２条　法第28条の２第１項に規定する条例で定める職は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）第10条第１項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第３条　法第28条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第４条　任命権者は、法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の３、第27条第１項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1)　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第６条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2)　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3)　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督

職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第５条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3)　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の

翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

４　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第６条　任命権者は、前条第１項から第４項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第７条　任命権者は、第５条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（委任）

第８条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（平成19年広域連合条例第12号）

(2)　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例（平成19年広域連合条例第13号）

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

３　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第24条第６項」を「第24条第５項」に改める。

第２条中第３項を削り、第４項を第３項とし、同条第５項中「前各項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とする。

第３条第１項ただし書及び第２項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第４条第２項本文中「再任用短時間勤務職員及び」を削り、同項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を削る。

第７条の２第１項中「第17条第５項」を「第17条第４項」に改める。

第12条第１項第１号中「、再任用短時間勤務職員」を削る。

第17条中「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号を次のように改める。

(2)　愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例（令和５年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第　号）第５条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第９条第２号を次のように改める。

(2)　愛知県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例第５条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第２号中「（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）」を削る。

第18条第１項中「（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第19条中「第15条」を「第13条」に改める。

（愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

5　愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第３条中「法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び」を削る。

第５条中「第４条」を「前条」に改める。

議案第６号 (特) P45～

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

令和４年８月の人事院勧告を踏まえた職員の給与改定等を行うために必要な条例の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「第27条」を「第26条」に改める。

第６条第３項及び第５項中「その者」を「当該職員」に改める。

第７条を次のように改める。

第７条　削除

第15条第２項第１号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第２号中「（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）」を削り、同項第３号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第２項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前２項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第３項とし、同条第５項中「前各項」を「前３項」に改め、同項第１号中「場合は」を「場合には」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項第１号中「場合は」を「場合には」に改め、同項第２号中「第４項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、第７項を削る。

第20条第１項中「第28条第６項」を「第27条第６項」に改め、同条第２項中「その者」を「職員」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「第２項」を「前項」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第23条第１項中「この条」を「この項から第３項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第２項中「の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額」を「は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）にお

いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額」に改め、同項各号を削り、同条第４項中「第20条第５項」を「第20条第４項」に、「同条第５項」を「同条第４項」に改める。

第25条第２項中「第28条」を「第27条」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とする。

第28条第７項中「第28条第６項」を「第27条第６項」に改め、同条を第27条とする。

第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	153,700	203,300	240,000	272,400	297,700	326,900	371,600	417,900
2	154,800	205,100	241,700	274,100	299,900	329,100	374,300	420,400
3	156,100	207,000	243,200	275,700	302,100	331,500	376,700	422,900
4	157,200	208,800	244,700	277,500	304,100	333,700	379,400	425,400
5	158,300	210,300	246,100	279,200	306,000	336,000	381,300	427,300
6	159,400	212,200	247,700	281,100	308,000	338,000	383,900	429,700
7	160,600	214,000	249,200	282,900	309,900	340,300	386,300	431,800
8	161,700	215,900	250,800	285,000	311,500	342,500	388,800	434,100
9	162,700	217,500	251,900	286,900	313,400	344,500	391,300	436,100
10	164,100	219,300	253,400	289,000	315,800	346,700	394,000	438,300
11	165,500	221,200	255,000	290,900	318,100	348,800	396,700	440,400
12	166,800	223,000	256,300	292,900	320,400	351,000	399,500	442,600
13	168,000	224,500	257,800	294,800	322,600	352,900	401,900	444,300
14	169,600	226,300	259,100	296,700	324,700	354,900	404,300	446,200
15	171,100	228,000	260,400	298,200	327,000	357,000	406,500	448,200
16	172,700	229,900	261,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300
17	173,900	231,500	263,000	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200
18	175,300	233,300	264,400	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000
19	176,700	234,900	265,800	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900
20	178,200	236,400	267,400	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600
21	179,500	237,800	269,000	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500
22	182,100	239,400	270,700	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000
23	184,600	241,000	272,400	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400
24	187,200	242,600	274,000	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000
25	189,600	243,600	275,900	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400
26	191,400	245,100	277,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700
27	193,000	246,500	279,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100
28	194,800	247,700	281,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300
29	196,300	248,900	282,800	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300

30	198,000	250,000	284,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000
31	199,900	251,000	286,400	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900
32	201,600	252,000	287,900	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600
33	203,300	253,100	289,200	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300
34	204,700	254,100	290,900	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100
35	206,200	255,000	292,600	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800
36	207,800	256,000	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400
37	209,100	256,900	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000
38	210,400	258,300	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600
39	211,700	259,500	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200
40	213,000	260,800	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800
41	214,300	262,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300
42	215,700	263,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800
43	217,000	264,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200
44	218,300	266,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500
45	219,400	267,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800
46	220,800	268,400	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400
47	222,100	269,700	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800
48	223,400	270,800	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100
49	224,500	272,000	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400
50	225,600	273,000	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900
51	226,600	274,200	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300
52	227,600	275,400	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600
53	228,700	276,400	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900
54	229,600	277,400	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200	
55	230,500	278,500	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600	
56	231,400	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900	
57	231,700	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200	
58	232,600	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700	
59	233,300	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000	
60	234,000	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300	
61	234,700	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600	
62	235,500	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000	
63	236,200	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300	
64	236,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600	
65	237,500	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900	
66	238,100	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000		
67	238,700	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300		
68	239,400	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600		
69	240,100	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800		
70	240,700	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200		
71	241,300	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500		
72	242,000	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800		
73	242,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000		
74	243,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300		
75	243,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600		
76	244,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800		
77	245,000	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000		
78	245,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300		
79	246,500	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600		
80	247,000	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800		
81	247,500	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000		
82	248,100	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300		
83	248,700	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600		
84	249,200	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800		
85	249,800	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000		
86	250,400	299,400	347,600	387,300	400,700			
87	251,000	299,700	348,200	387,700	401,000			
88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200			
89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400			

90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700			
91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000			
92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200			
93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400			
94		302,000	350,800	390,700				
95		302,300	351,300	391,100				
96		302,700	351,700	391,500				
97		302,900	351,900	391,800				
98		303,200	352,400					
99		303,600	352,800					
100		304,000	353,100					
101		304,200	353,400					
102		304,500	353,800					
103		304,900	354,200					
104		305,300	354,600					
105		305,500	355,100					
106		305,800	355,500					
107		306,200	355,900					
108		306,500	356,400					
109		306,700	356,900					
110		307,100	357,300					
111		307,500	357,600					
112		307,800	357,900					
113		308,000	358,400					
114		308,200						
115		308,500						
116		308,900						
117		309,100						
118		309,400						
119		309,700						
120		310,000						
121		310,400						
122		310,600						
123		310,900						
124		311,200						
125		311,500						

備考　この表は、別表第２の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	174,000	201,700	249,400	272,100	295,300	338,000	383,100
2	175,400	203,700	251,300	273,000	297,000	340,200	385,700
3	176,900	205,700	253,100	273,900	298,600	342,200	388,500
4	178,400	207,700	255,000	274,800	300,400	344,500	391,200
5	179,800	209,800	256,400	275,400	302,100	346,500	393,400
6	181,400	211,900	257,700	276,400	303,900	348,700	395,900
7	182,900	214,100	258,900	277,100	305,700	350,800	398,200
8	184,400	216,300	260,200	278,000	307,400	353,000	400,600
9	185,700	218,300	261,000	279,100	309,100	354,500	402,600
10	187,400	219,800	261,900	279,800	310,800	356,600	404,800
11	189,000	221,200	262,900	280,800	312,100	358,500	407,000

12	190,600	222,400	263,700	281,800	313,400	360,600	409,400
13	192,000	223,800	264,800	282,800	315,000	362,500	411,300
14	194,000	225,300	265,800	283,900	316,600	364,600	413,400
15	196,100	226,800	266,600	284,900	318,500	366,800	415,600
16	198,100	228,000	267,600	286,000	320,300	368,800	417,900
17	200,200	229,500	268,100	287,300	322,000	370,900	419,900
18	202,200	231,000	269,000	288,600	323,700	372,900	422,200
19	204,300	232,600	269,800	289,600	325,400	375,100	424,400
20	206,300	234,100	270,600	290,800	327,200	377,200	426,600
21	208,400	235,200	271,600	292,400	328,600	379,000	428,500
22	210,300	237,000	272,300	294,000	330,100	381,100	430,500
23	212,500	238,700	273,200	295,300	331,700	383,300	432,300
24	214,600	240,300	274,000	296,700	333,200	385,300	434,300
25	216,300	241,700	275,000	297,800	334,600	387,400	436,000
26	217,600	243,400	275,900	299,400	336,100	389,000	437,700
27	218,800	245,100	276,800	301,200	337,600	391,000	439,400
28	220,200	246,900	277,800	302,700	339,300	392,900	441,000
29	221,400	248,500	279,000	303,700	340,400	394,800	442,400
30	222,500	250,000	280,300	305,200	341,900	396,500	443,700
31	223,800	251,300	281,800	306,600	343,300	398,400	445,300
32	225,000	252,400	283,100	308,100	344,900	400,300	446,900
33	226,300	253,400	284,700	309,600	346,500	402,000	448,600
34	227,600	254,600	286,100	311,100	348,100	403,800	450,300
35	229,000	255,500	287,300	312,700	349,700	405,600	451,700
36	230,300	256,500	288,600	314,400	351,200	407,300	453,100
37	231,400	257,200	290,100	315,700	353,000	409,000	454,200
38	232,900	258,300	291,300	317,100	354,600	410,700	455,600
39	234,200	259,200	292,800	318,600	356,100	412,600	456,900
40	235,600	260,200	294,000	320,200	357,800	414,400	458,300
41	236,500	260,600	295,000	321,700	359,000	415,900	459,400
42	238,000	261,500	296,300	323,200	360,600	417,500	460,100
43	239,300	262,300	297,700	324,600	362,100	419,000	460,900
44	240,700	263,100	299,100	326,100	363,500	420,400	461,500
45	242,000	263,900	300,400	327,000	365,200	421,500	462,400
46	243,400	264,600	301,900	328,400	366,200	422,600	463,200
47	244,700	265,500	303,400	329,800	367,700	423,700	464,000
48	246,100	266,300	304,900	331,400	369,000	425,000	464,800
49	247,000	267,200	306,100	332,500	370,500	426,300	465,500
50	248,100	268,100	307,400	333,900	371,900	427,400	466,200
51	249,100	269,000	308,600	335,300	373,200	428,600	466,900
52	250,200	270,000	310,100	336,600	374,700	429,800	467,800
53	250,900	271,200	311,500	338,000	376,200	431,000	468,600
54	251,900	272,400	312,800	339,500	377,400	432,000	469,400
55	252,800	273,700	314,300	340,900	378,600	433,200	470,100
56	253,700	275,000	315,700	342,200	379,800	434,300	470,800
57	254,500	276,500	316,500	343,100	380,900	435,400	471,700
58	255,500	278,000	317,700	344,500	381,800	435,900	
59	256,100	279,400	319,000	345,700	382,900	436,500	
60	256,900	280,900	320,400	347,000	383,900	436,900	
61	257,700	282,200	321,500	348,200	384,500	437,600	
62	258,600	283,500	322,900	349,100	385,300	438,100	
63	259,400	285,000	324,200	350,300	386,200	438,500	
64	260,200	286,100	325,400	351,600	387,000	439,000	
65	260,900	287,200	326,800	352,800	387,700	439,600	
66	261,600	288,600	328,100	354,000	388,400	440,000	
67	262,500	289,900	329,400	355,200	389,200	440,300	
68	263,200	291,200	330,800	356,400	389,900	440,600	
69	264,000	292,400	331,500	357,400	390,600	441,000	
70	264,800	293,900	332,600	358,400	391,200	441,400	
71	265,700	295,400	333,700	359,500	391,900	441,800	

72	266, 800	296, 900	334, 600	360, 700	392, 500	442, 100
73	268, 100	297, 900	336, 000	361, 500	393, 200	442, 500
74	269, 400	299, 300	336, 700	362, 600	393, 700	442, 900
75	270, 500	300, 500	337, 800	363, 700	394, 300	443, 200
76	271, 700	301, 900	339, 000	364, 900	394, 900	443, 500
77	272, 600	303, 300	340, 200	365, 600	395, 300	443, 900
78	273, 600	304, 600	341, 400	366, 400	395, 900	444, 300
79	274, 800	305, 900	342, 500	367, 200	396, 400	444, 600
80	275, 900	307, 200	343, 800	367, 900	396, 700	444, 900
81	276, 800	307, 700	344, 900	368, 500	397, 000	445, 300
82	277, 700	308, 900	346, 000	369, 000	397, 500	445, 700
83	278, 700	310, 100	347, 000	369, 700	397, 900	446, 100
84	279, 700	311, 300	348, 200	370, 200	398, 200	446, 400
85	280, 500	312, 400	349, 100	370, 800	398, 500	446, 800
86	281, 300	313, 700	350, 100	371, 300	399, 100	447, 200
87	282, 200	314, 900	351, 000	371, 900	399, 600	447, 500
88	283, 100	316, 000	352, 100	372, 400	400, 000	447, 800
89	284, 000	317, 300	353, 100	372, 800	400, 300	448, 200
90	284, 900	318, 600	353, 900	373, 200	400, 700	448, 600
91	285, 700	319, 800	354, 700	373, 900	401, 200	448, 900
92	286, 700	321, 000	355, 500	374, 400	401, 600	449, 200
93	287, 600	321, 800	356, 100	374, 700	402, 000	449, 600
94	288, 700	322, 600	356, 800	375, 200		450, 000
95	289, 600	323, 300	357, 500	375, 600		450, 400
96	290, 600	323, 900	358, 100	375, 900		450, 700
97	291, 200	324, 600	358, 500	376, 500		451, 100
98	292, 000	324, 900	358, 900	377, 000		
99	292, 700	325, 500	359, 400	377, 500		
100	293, 600	326, 200	359, 800	378, 100		
101	294, 400	326, 700	360, 300	378, 700		
102	295, 200	327, 300	360, 800	379, 200		
103	296, 000	327, 900	361, 300	379, 700		
104	296, 900	328, 500	361, 700	380, 100		
105	297, 600	328, 900	362, 000	380, 700		
106	298, 100	329, 400	362, 500	381, 200		
107	298, 600	329, 900	362, 900	381, 700		
108	299, 100	330, 400	363, 200	382, 300		
109	299, 300	330, 900	363, 700	382, 900		
110	299, 600	331, 300	364, 200	383, 300		
111	299, 800	331, 600	364, 700	383, 800		
112	300, 200	331, 900	365, 300	384, 300		
113	300, 500	332, 300	365, 800	384, 900		
114	300, 700	332, 700	366, 300			
115	301, 200	333, 100	366, 800			
116	301, 500	333, 400	367, 200			
117	301, 800	333, 600	367, 600			
118	302, 100	333, 900	368, 000			
119	302, 400	334, 300	368, 500			
120	302, 800	334, 500	369, 000			
121	303, 100	334, 700	369, 500			
122	303, 500	335, 100	370, 000			
123	303, 800	335, 400	370, 500			
124	304, 200	335, 700	371, 000			
125	304, 400	335, 900	371, 300			
126	304, 600	336, 200				
127	304, 900	336, 600				
128	305, 400	336, 800				
129	305, 600	337, 000				
130	305, 900	337, 200				
131	306, 300	337, 600				

132	306,700	337,800					
133	306,900	338,100					
134	307,200	338,500					
135	307,600	338,900					
136	307,900	339,400					
137	308,100	339,700					
138	308,400	340,100					
139	308,800	340,500					
140	309,100	340,900					
141	309,400	341,200					
142	309,800	341,600					
143	310,200	341,900					
144	310,500	342,300					
145	310,700	342,600					
146	310,900	343,000					
147	311,200	343,400					
148	311,600	343,900					
149	311,800	344,200					
150	312,000	344,600					
151	312,300	345,000					
152	312,600	345,400					
153	313,000	345,700					
154	313,200						
155	313,400						
156	313,800						
157	314,100						
158	314,400						
159	314,700						
160	315,000						
161	315,400						
162	315,700						
163	316,000						
164	316,300						
165	316,700						
166	317,000						
167	317,300						
168	317,600						
169	318,100						

備考　この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものに適用する。

（愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第２条　愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和２年広域連合条例第１号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項中「第28条」を「第27条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

基準報酬表

	行政職	医療職
号給	報酬月額	報酬月額
1	153,700円	174,000円
2	158,300円	179,800円
3	162,700円	185,700円
4	168,000円	192,000円
5	173,900円	200,200円
6	179,500円	208,400円
7	189,600円	216,300円
8	196,300円	221,400円
9	203,300円	226,300円
10	209,100円	231,400円
11	214,300円	236,500円
12	219,400円	242,000円
13	224,500円	247,000円
14	228,700円	250,900円
15	231,700円	254,500円
16	234,700円	257,700円
17	237,500円	260,900円
18		264,000円
19		268,100円
20		272,600円

備考

1　行政職の報酬月額は、医療職の報酬月額の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

2　医療職の報酬月額は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものとして採用された会計年度任用職員に適用する。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成19年広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第３条中「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に、「第７条第１項から第３項まで」を「第５条」に改め、「報酬の額」の次に「）」を加える。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第７号 (発) P61～

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第 10 号）により、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準が改正されたことに伴い、必要な条例の改正を行うものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項第２号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第３号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第８号

令和５年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和５年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,503,088 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、20,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		2,254,925
	1 負担金	2,254,925
2 国庫支出金		170,015
	1 国庫補助金	170,015
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		70,000
	1 繰越金	70,000
6 諸収入		8,146
	1 預金利子	24
	2 雑入	8,122
歳入合計		2,503,088

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		4,255
	1 議会費	4,255
2 総務費		1,446,599
	1 総務管理費	1,446,352
	2 選挙費	37
	3 監査委員費	210
3 民生費		1,051,233
	1 社会福祉費	1,051,233
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,503,088

議案第９号

令和５年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

令和５年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 946,653,018 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、21,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第 292 条において準用する同法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和５年２月 14 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長　太　田　稔　彦

第１表　歳入歳出予算

歳　入

（単位：千円）

款	項	金額
1 市町村支出金		189,793,965
	1 市町村負担金	189,793,965
2 国庫支出金		281,838,409
	1 国庫負担金	223,129,921
	2 国庫補助金	58,708,488
3 県支出金		77,561,001
	1 県負担金	77,561,001
4 支払基金交付金		389,193,054
	1 支払基金交付金	389,193,054
5 特別高額医療費共同事業交付金		572,356
	1 特別高額医療費共同事業交付金	572,356
6 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		1,265
	1 一般会計繰入金	1,265
9 繰越金		6,390,915
	1 繰越金	6,390,915
10 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1

(単位：千円)

款	項	金額
11 諸収入		1,301,551
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	8,976
	3 雑入	1,292,573
歳入合計		946,653,018

歳　出

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険給付費		941,268,098
	1 療養諸費	883,123,346
	2 高額療養諸費	55,154,543
	3 その他医療給付費	2,990,209
2 県財政安定化基金拠出金		19,836
	1 県財政安定化基金拠出金	19,836
3 特別高額医療費共同事業拠出金		574,022
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	574,022
4 保健事業費		4,613,972
	1 健康保持増進事業費	4,613,972
5 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
6 公債費		25,787
	1 公債費	25,787
7 諸支出金		150,802
	1 償還金及び還付加算金等	150,801
	2 繰出金	1
8 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		946,653,018